

薬生食監発 0623 第 1 号  
令和 5 年 6 月 23 日

各 検 疫 所 長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課長  
(公 印 省 略)

アイルランドから輸入される牛肉等の取扱いについて

標記については、「月齢制限の廃止に伴う輸入牛肉等の取扱いについて」  
(令和元年 5 月 17 日付け薬生食監発 0517 第 1 号 (最終改正：令和 5 年 3 月  
22 日付け薬生食監発 0322 第 1 号) ) の別添 3 により取り扱っているところ  
です。

今般、検疫所において、MEADOW MEATS (施設番号 IE 311 EC) から輸出さ  
れた貨物 (牛舌) を検査したところ、輸入条件である扁桃の除去が不十分で  
あることが確認されました。

現在、アイルランド側に詳細な調査を要請しているところであり、別途通  
知するまでは、当該施設で処理された貨物の届出があった場合には、輸入手  
続を保留の上、検疫所業務課を通じ当課まで連絡するようお願いします。